

改正後	改正前
<p>（規約の変更等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。</p> <p>（遺族の範囲）</p>	<p>（規約の変更等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。</p> <p>（遺族の範囲）</p>

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位（第五十一条第二項において「順位」という。）は、規約で定めるところによる。

一 配偶者（届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 （略）

三 前二号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位（第五十一条第二項において「順位」という。）は、規約で定めるところによる。

一 配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 （略）

三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族